

## 越谷市自治基本条例

(1)

### 第1章 総則

#### 第1条

##### 目的

この条例は市政運営の基本理念及びこの理念に基づいて創設する制度の基本原則を定め、越谷市が五十年・百年先の二十一世紀を見据えて物心ともに豊かにする地域社会を目指すものとします。

#### 第2条

##### 市政の基本理念

越谷市は、次の各号に掲げる基本理念に基いて市政を運営するものとし、

(1) 二十一世紀を見据えて市民が安心して安全な(物も心も豊かな)市民生活をすごせるまちづくりを目指します。

(2) その実現の方策として市民・行政・議会が協働・共創・共助で互いに知恵をだし、力を合せて協力しなければならぬ。

(3) エコライフな市民生活を心がけて、環境の保全と資源の節約に心がけて合わせて地球の温暖化を阻止することに寄与しましょう。

(4) 高齢者が医療や介護に安心できるまち、熟年者が生き甲斐を感じるまち、若い人が子育てしやすい、まちづくりを目指します。

# 委員私案

## 越谷市自治基本条例 追加項目

### 第2条

(5) 越谷市を文化の香り豊かな、美しいまち、楽しいまち、喜びあふれるまちにすることを旨とします。

(6) 越谷市は環境保全度、経済豊かさ度、社会安心安全度を両立した持続可能（サステナブル）なまちづくりを 目指します。

## 越谷市自治基本条例

(2)

### 第3条

#### 市民主権

(1) より良い越谷市の形成の主体は、市民です。市民は市政の主権者であり、より良い越谷市の形成の一部を市に信託します。

(2) 越谷市民は、市政の主権者として、市の政策を定める時に関与する権利があり、その実行を見守り且つ実行に協力しなければならぬ。

### 第4条

#### 選挙

市民は、選挙により市民の代表者である議会の議員と、市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

### 第5条

#### 市の役割

(1) 越谷市は、市民の信託により市政を運営し越谷市を50年・100年先までより良い地域社会を構築する一部を担います。

(2) 越谷市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(3)

### 第6条

協働

市民と市は、それぞれの役割について知恵と労力を結集してより良い越谷市の形成に協働して活動しなければならない。

### 第7条

選挙

市民は、選挙により市民の代表者である議会の議員と、市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

### 第8条

市の役割

- (1) 越谷市は、市民の信託により市政を運営し越谷市を50年・100年先までより良い地域社会を構築する一部を担います。
- (2) 越谷市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(4)

### 第2章

#### 市政の主体

#### 第9条、市民の責務

- ① 市民は、主権者としての権利を相互に尊重しなければならない。
- ② 市民は、市民の信託に基づき定められた条例を遵守しなければなりません。
- ③ 市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。

#### 第10条 原則と制度の維持と拡充

市民は、市政の原則と制度を継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。

#### 市の役割

- (1) 越谷市は、市民の信託により市政を運営し越谷市を50年・100年先までより良い地域社会を構築する一部を担います。
- (2) 越谷市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。
- (3) 市民は、市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません。
- (4) 市民は、市政の原則と制度の継続的な努力により、維持し、かつ、拡充しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(5)

### 第3章

#### 最高規範性

##### 第11条

① この条例は、市政運営における最高規範であつて、市は、この条例に違反する条例、規則の制定その他の行為をしてはならない。

② 越谷市は、この条例に定める市政運営の基本理念及び基本原則に照らして、不断にその他の条例、規則等の制定改廃に努める。

③ 越谷市は、日本国憲法、法律及び政令等を独自に解釈し、運用する場合も、この条例に照らして、自主的かつ民主的に判断するように努める。

##### 第12条

#### 見直しの継続

④ 越谷市は、この条例の執行から3年を超えない期間ごとに、市民、職員、市長及び議員等が参加する検討機関を設置し、この条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討する。

⑤ 越谷市は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例を含めて適切な措置を講じる。

越谷市自治基本条例

(6)

第4章

市民生活の向上

第13条

越谷市は、条例の基本理念に基いて安心、安全な市民生活を営めるように努力しなければならない。

(1) 若い人々が安心して子育てできる環境を整備しなければならない。

① 子育て支援センターの充実に努める。

② 越谷市は、市内事業所にライフワークバランスの普及を推進し、若い世代が子育てしながら、働きやすい環境をつくりださなければならない。

(2) 高齢者が安心して生活できるように介護制度の拡充と医療制度の充実ははからなければならない。

(3) 熟年者が経験や知識を活用して、まちづくりに参画して、生き甲斐を感じるような施策を講じなければならない。

これらを具現化するために、市民と行政が協働で知恵と力を結集しなければならない。

越谷市自治基本条例

(7)

第5章

代表機関

第14条

議会

①市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。

第15条

議会の役割と責務

②議会は、立法などの市の重要な政策決定などを行ないます。

③議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

④議会と議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければなりません。

⑤議会の議員は、市民の信託を市民の代表であることを認識し、議会は、市民参加の拡充に努めなければなりません。

越谷市自治基本条例

(8)

第6章

代表機関

第16条

行政機構

① 市民の信託に基づき、市の代表機関として、市長を設置します。  
市長の役割と責務

② 市長は、市を統括し、市を代表します。

③ 市長は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市民の信託に対する自らの責任を誠実に果たさなければなりません。

行政委員会の役割と責務

④ 行政委員会は、その権限に基づき、事務を執行します。

⑤ 行政委員会は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、自らの判断と責任において、その職務を誠実に管理し、執行しなければなりません。

組織機構

⑥ 市の組織は、総合的、簡素、効率的であると同時に、地域社会の変化に応じ、且つ経済的にも、環境的にも持続的な発展に対応しなければならぬ。

職員の責務

⑦ 市の職員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、市政に対する市民の信託に応えるため、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(9)

### 第7章

#### 代表機関

#### 第17条

##### 公益通報

- ①市の職員は、公正な市政を妨げ、市に対する市民の信頼を信頼を損なう行為が行なわれていることを知ったときは、その事実を放置し、かくしてはなりません。
- ②正当な公益通報を行なった職員は、その公益したことを理由に不当に不利益を受けないように保証されなければなりません。

### 第8章

#### 市政の原則と制度

#### 第18条

##### 総合的な情報公開の推進

- ①市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。
- ②市は、市の保有する情報が市民の市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。

越谷市自治基本条例

(10)

第9章

情報公開制度

第19条

- ①市は、情報公開制度を設けなければなりません。
- ②市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象になります。
- ③何人も、市に対して、すべての情報の開示を請求できます。
- ④市は、その保有するすべての情報を適正に管理しなければなりません。
- ⑤市は、審議会などの会議を、原則として公開しなければなりません。
- ⑥市は、情報提供施策の拡充に努めなければなりません。
- ⑦情報公開制度に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

第20条

市民の市政参加

- ①市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。
- ②市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

## 越谷市自治基本条例

(11)

### 第21条 市民参加の推進

- ① 市は、多くの市民の参加機会を保障するため審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手段を用意しなければなりません。
- ② 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。
- ③ 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。
  - (イ) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
  - (ロ) 重要な条例、規則などや要綱を制定し、改正し、廃止するとき。
  - (ハ) 事業ヲ選択するとき。
  - (ニ) 事業を実施するとき。
  - (ホ) 政策評価を実施するとき。
- ① 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。
- ② 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

## 越谷市自治基本条例

(12)

### 第10章

#### 総合計画

#### 第22条

- ① 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定しなければならない。
- ② 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実行計画により構成されます。
- ③ 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。
- ④ 総合計画は市民の参加を経て案が作成され、基本構成及び基本計画について議会の議決を経て、策定されます。
- ⑤ 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直されます。
- ⑥ 市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。
- ⑦ 市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにし、策定後は、総合計画との調整のもとで進行を管理しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(13)

### 第11章

#### 市政の諸原則

#### 第23条 制度の活用と改善

- ① 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。
- ② 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係づけ、相乗的な効果をあげるように努めなければなりません。
- ③ 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、分かりやすくするように努めなければなりません。

#### 第24条 説明責任

市は、公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにし、市民に説明する責任をおいます。

#### 第25条 政策評価

市は、政策の合理的な選択と質の向上のため、政策の立案、決定、実施と評価という過程を政策評価を実施しなければなりません。

#### 第26条 行政改革

- ① 市は、市政運営について、在り方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。
- ② 行政改革大綱は、市民の参加を経て、総合計画との調整のもとで策定されます。
- ③ 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。
- ④ 市は、行政改革大綱の実施に当たっては実施計画を策定しその進行を管理しなければなりません。

越谷市自治基本条例

(14)

第12章

第27条 財務管理

- ① 市は、市総合計画に基づい予算を編成し、計画的で健全な財政運営を図らなければなりません。
- ② 市は、毎年度、計画期間を定めた財政計画を策定しなければなりません。
- ③ 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
- ④ 市は、政策目的の実現のため、効果的で合理的な予算執行につとめなければなりません。
- ⑤ 健全な財政に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第28条 法務原則

- ① 市は、条例などと要綱を整備し、法令との関係を明らかにするとともに、この条例を最高規範とする法体系を構築しなければなりません。
- ② 市は、条例、規則などや要綱を整備するときは、その内容を明確にし、できる限り分かりやすくしなければなりません。
- ③ 市は、各政策分野における基本となる条例を制定するときは、規定する法体系の中に位置付けなければなりません。
- ④ 市は、綱は、市民の参加を経て、総合計画との調整のもとで策定されます。
- ③ 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。
- ④ 市は、行政改革大綱の実施に当たっては、実施計画を策定し、その進行を管理しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(15)

### 第13章

#### 第29条 政策目的実現のための法務

市は、政策目的の実現のため、次に掲げる法務を充実しなければなりません。

- ① 条例などの自治立法を積極的に行なうこと。
- ② 市は、財政計画、予算編成、予算執行と決算認定の状況を、毎年度、市民に分かりやすく要綱を必要に応じて整備し、公開すること。
- ③ 法令を市の責任において解釈し、積極的に運用すること。
- ④ 提訴、応訴など訴訟に的確に対応すること。
- ⑤ 国に法令の制定、改正、廃止を積極的に提言すること。
- ⑥ 法令や条例などと要綱に関する情報と技術の提供により、市民の活動を側面から支援を行なうこととする法体系を構築しなければなりません。
- ⑦ 市は、市の条例などと要綱を体系的にまとめ、公開しなければなりません。

#### 第30条 法令遵守

市は、市政の適正な運営のため、法令遵守に取り組まなければなりません。

越谷市自治基本条例

(16)

第14章

公正と信頼の確保

第31条 行政手続

①市は、市民の権利、利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続き（行政手続）に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

②行政手続に関して、必要な事項は、別に条例で定めます。

第32条 権利救済制度

①市は、市民からの市による権利侵害の申立てなどを公正かつ中立的な立場で解決し、簡易迅速に市民の権利利益の保護を図るため、権利救済制度を設けなければなりません。

②市は、次の職務を行なう権利救済機関を設置しなければなりません。

(イ) 市民から申立てのあった市による権利侵害の申立てに基づく案件に関して調査し、必要に応じ、是正、改善に関する措置について市に対して勧告を行なうこと。

(ロ) 市による権利侵害の申立ての発生の原因となった制度の改善について、必要に応じて、意見を表明すること。

(ハ) 権利救済機関は、市の事務事業に関し、自ら調査し、制度の改善を求める意見を表明することができません。

第33条 個人情報保護

③市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければなりません。

④市民は、自らに関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止を請求する権利があります。

越谷市自治基本条例

(17)

第15章

公正と信頼の確保

第34条 高齢者の個人情報

①市は、高齢者の安全対策の確保のための個人情報保護条例を別途作成しなければならない。

第16章、市民投票

第35条

①市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民投票を実施することができます。

②市民投票に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

③議会の議員と市長は、自らに対する市民の直接の信託に基づき、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

## 越谷市自治基本条例

(18)

### 第36条 平和への寄与

① 市民と市は、正義と秩序を基調とする平和を希求し、平和に寄与するよう努めなければなりません。

② 市は、市民の生命と身体や財産や生活の平穏を守るよう努め、国際的な人道上の条約に基づき行動しなければなりません。

① 市は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、

### 第37条 自治行財政権の確立

① 市は、市の事務事業と市民の理解を深めるよう努めるとともに、市の財政の健全化のため、財務充実を図るよう努めなければなりません。

② 市は、事務事業の範囲と性質や効率性と経済性を考慮して、国や、他の自治体との役割分担に応じ、財源の確保を図るよう努めなければなりません。

### 第38条 多文化共生社会の実現

① 市は、多様な主体との連携協力により、多様な文化と価値観を互いに理解し、尊重する地域社会の形成を図るよう努めなければなりません。

② 市は、地域社会における課題が国際的な課題とかかわっていることを認識し、国際的な連携協力を促進するよう努めなければなりません。

越谷市自治基本条例

(19)

第16章 危機管理

第39条 災害などへの対処

①市は、災害などの不測の事態から市民の生命と身体や財産や生活の平穩を守るよう努めなければなりません。

②市は、災害などに備え、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集、訓練などを行わなければなりません。

第40条

①市は、災害などへの対応にあたり、必要な場合は、国や他の自治体に対し、支援を迅速に求めなければなりません。

②市は、被災した自治体に対し、必要な支援を迅速に行なうように努めなければなりません。

③市は、災害などに備え、国や他の自治体との連携を図るよう努めなければなりません。

④市民の役割 市民は、災害などの発生時において、自らを守る努力をするとともに、その役割を認識し、相互に協力して災害などに対応しなければなりません。

越谷市自治基本条例

(20)

第17章 最高規範と改正

第41条

- ①この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、解釈し、運用しなければなりません。
- ②この条例に反することは、その効力を有しません。
- ③市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。

第42条 この条例の改正

市は、この条例について時代の変革、地域社会の変化より改正の必要が生じた場合は、審議会を構成し審議のうえ速やかに改正しなければなりません。